

大学共同利用機関法人自然科学研究機構不正行為防止委員会規程

平成20年2月28日

自機規程第76号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究活動上の不正行為への対応に関する規程（平成20年自機規程第74号）第10条第2項の規定に基づき、不正行為防止委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 機構における研究活動上の不正行為の防止体制の強化に関すること。
- 二 法令違反に対する是正措置及び再発防止策に関すること。
- 三 不正行為に関する通報の適正な処理に関すること。
- 四 通報者の保護に関すること。
- 五 公正な研究を実施するための研究倫理教育・各種啓発活動に関すること。
- 六 各機関における研究データの保存・開示に関すること。
- 七 研究活動における不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定に関すること。
- 八 その他公正な研究の実施及び研究活動における不正行為の防止を図るために必要な活動に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、研究倫理担当理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 機構が設置する大学共同利用機関の長から推薦された研究教育職員 若干名
- 二 その他必要に応じ、機構長が必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 前条の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の

後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。

(委員以外の者の出席者)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。